

仕 様 書

1 件名

令和5年度 海外におけるテレビCM放映を中心としたプロモーション業務委託

2 委託期間

令和5年4月7日から令和6年3月31日まで

3 事業目的

海外市場に向けて「旅行地としての東京」を印象づけ、効果的に世界の旅行者に東京の魅力を訴求していくため、全世界的なイメージ訴求及び市場の状況に応じた戦略的なプロモーションを実施する。

本事業はその一環として、テレビCMを中心としたプロモーションを実施し、訪都外国人旅行者の増大を図ることを目的とする。

4 全体運営

(1) 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる「旅行地としての東京」を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、下記「東京のブランディング戦略」のとおり、ブランディング戦略を策定した。

本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとし、アイコンにこめられたメッセージを深く理解の上、事業の企画・実施にあたること。なお、アイコンとキャッチフレーズについては以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【アイコンとキャッチフレーズについて】

https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

【Tokyo Tokyo 公式WEBサイト】

<https://tokyotokyo.jp/>

(2) クリエイティブディレクターによる監修

上記ブランディング戦略の観点から、東京都が指定するクリエイティブディレクターが、テレビCM用に制作される映像全般（原版完成後、媒体の放送規格に沿うよう変換される映像も含む）に渡って監修・確認を行う。事業の実施にあたり、受託者はクリエイティブディレクターと密接に連携しながら事業を進めること。

5 委託内容

(1) 全般について

ア 受託者は、東京の魅力が海外で的確に伝わるよう、次項5（2）以降に記載の委託内容を全て企画・実施すること。

イ 受託者は各業務の年間スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の承認を得ること。

ウ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。

エ 事業に係る一切の経費（機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、飲食費、撮影許可取得に要する経費、翻訳費、各種データ変換費等）は、全て事業費に含まれるものとする。

- オ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。
- カ 事業の実施にあたっては、東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- キ 東京都が令和 5 年度に別途実施する事業との有機的な連携を確保し、綿密な協議・調整を行いながら事業を進めること。
- ク 各業務の遂行にあたっては、目標を立て、それに対応する効果測定を行うこと。目標数値・内容は履行開始後に TCVB と協議の上決定すること。また、目標数設定にあたっての考え方を示すとともに、中間報告時には内容の見直し可否についても協議を行うこと。

(2) 全世界をターゲットとしたテレビ CM 放映

ア 放送局

世界規模の国際ニュース情報ネットワーク (CNN International 等) を利用して、全世界に向けて、CM を放映すること。主要な 1 ～ 2 媒体での放映を想定している。なお、放送局は TCVB と協議の上、決定すること。また、提案に際しては、各地域で想定される視聴国数及び視聴者数 (視聴可能世帯数×視聴率の推定値でも可) を明確にし、視聴者数算出の計算式もあわせて明示すること。

イ 放送地域

放送する地域は、欧州、中東、アジア、オセアニア、中米、北米とすること。特に、北米、欧州を重点地域として企画すること。

ウ 放送する映像

TCVB が別途支給する映像素材を各局の規格に適合したデータに変換しテレビ CM として放送すること。また、放送する各国の事情により支給する映像に修正が必要な場合はそれを行うこと。なお、委託費には修正に関する費用を含むものとする。

エ 放送する映像の変更

契約期間中に複数回、放送する映像を変更する必要があるため、その都度対応すること。

オ 放送数

地域ごとの放送回数や放送時期・時間帯については、最も効果的な露出となるよう提案・調整することとし、プライムタイム比率をあわせて記載すること。

カ 放送期間

放送期間は、本契約締結後、速やかに開始し、令和 6 年 3 月末までとすること。放送枠や放送日、放送回数等を含め、事前に TCVB の承認を受けること。

キ 露出の最適化

放送地域、放送期間、放送数については各地域の市場特性や TCVB が実施する他の事業を踏まえ、TCVB の承認を受けて決定すること。また、露出の調整にあたっては、CM を放送するテレビ局が独自に制作・放送する「東京に関する番組」と連動した枠での CM 放送となるよう、心がけること。

ク 調整業務等

放送局を含めた関係者との調整等、放送に要する一切の業務を行うこと。

(3) タイアップ番組制作・放映

ア 概要

「3 事業目的」を踏まえ、世界的な放送メディアの企画・制作力を活用し、「旅行地としての東京」の魅力を訴求するタイアップ番組を英語で制作し、放映すること。制作本数は 1 ～ 2 媒体において計 2 本程度を想定している。令和 3 年度及び 4 年度にタイアップして制作したコンテンツは別紙 1 「タイアップコンテンツ事例一覧」のとおり。

イ タイアップ番組

放送媒体名、番組尺、制作本数、放送回数、想定視聴国数及び想定リーチ者数、番組テーマ等の番組案概要等を提案し、制作・放映すること。放送媒体については、上記5（2）でCMを放送する媒体局との連動が望ましいが、他の媒体局でも可とする。放送後のオンライン・SNSでの展開については可能な限り実施し、リーチを広げること。

番組内容は、アフターコロナに海外からの観光客にとって魅力となりうる東京の観光スポットや、東京のキーパーソン（東京観光大使等を想定）を起用したメッセージ等を取りあげ、海外クリエイターの視点を取り入れ、編集・制作すること。東京のキーパーソンについては、1番組あたり2名の起用を想定しており、具体的な人選についてはTCVBと協議の上、決定すること。また、4（1）の実施コンセプトを踏まえた内容であることが望ましい。映像にはナレーションや字幕を用いることとする。

なお、番組制作においては、制作前にテーマや内容、切り口の確認ができ、また、インターネット広告やCM配信用の30秒版カットダウンを制作できることが望ましい。加えて、メディア掲載前に掲載内容の確認やネガティブチェック以上の修正対応が可能であるとなお良い。

ウ 権利関係

制作物（番組映像含む）は、アイコン公式サイトやSNS等での紹介他、東京都及びTCVBが出展する海外旅行博やイベント等での活用などの目的による二次利用が可能であること、並びに納品物は発信するプラットフォームに適したサイズに再編集されることが望ましい。また、タイアップ番組については放映開始後、当該制作映像のデータ（mp4形式等）を速やかにTCVBに納品するとともに、アイコン公式サイトでの紹介が可能な場合は、TCVB指定フォーマットに情報を記載の上、納品すること。

エ その他

インフルエンサー等からの情報発信を行う場合は、対象国の法律・慣習などを確認の上、可能な限り該当する投稿についてプロモーションである旨を明示すること。

（4） その他映像放映

上記5（2）（3）のテレビ放送以外に、媒体の特性やプラットフォームを活用して最大限効果的に訴求できる施策（CTV・動画配信サービスを活用した広告等）を企画・提案し、実施すること。提案に際しては、媒体名、想定リーチ数や視聴者数、目標値、ターゲット、概要等を記載すること。DSPを活用することも可とする。

（5） 効果測定

ア 上記5（2）（3）で活用する各媒体において、施策による効果（放送する映像や番組への反応、訪都意欲が向上したか等）を把握する具体的な効果測定を実施すること。効果測定の条件は以下を想定しているが、各媒体によって適切な条件を設定すること。なお、調査は各現地語に翻訳した上で実施することが望ましい。

- 対象国：8ヶ国（アメリカ、イギリス、ドイツ、オーストラリア、タイ、シンガポール、台湾、韓国）
- 対象者条件：20代～50代 中高所得者層
- サンプル数：各国240回答
- 調査対象素材数：CM放映素材4本程度及びタイアップ番組2本程度

イ 上記5（4）で活用する媒体またはDSPにおいて、想定視聴者数及び広告の表示回数等をKPIとして設定し、報告すること。また、その結果に応じた改善策（ターゲット設定の変更等）を随時実施すること。

(6) 報告書の作成

ア 中間報告

4月から9月の実施報告をまとめ、10月以降の事業運営の指針を示す内容の報告書を作成し、TCVBに提出すること。内容はTCVBと協議の上決定すること。中間報告書を作成するにあたり5(5)で実施する効果測定以外に簡単な調査を実施する場合の費用は委託費用に含めること。

イ 最終報告

年間の実施報告及び5(5)で実施した効果測定結果及び分析をまとめた報告書を作成しTCVBに提出すること。

6 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。TCVBの承認をもって請求書を発行すること。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア 委託完了届

別紙2「委託完了届」を提出すること。

イ 実施報告書

A4で作成し紙3部、電子データをCD-RまたはDVD-Rで納品すること。

※目次、体裁、提出期限等はTCVBと協議のうえ決定する。

7 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVBと協議し、承認を得た事項については、この限りでない。

8 制作物に関する権利の帰属

本件委託により発生する成果物の著作権等の取扱いについては、別紙3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」『14 著作権等の取扱い』に定めるところによる。

9 委託事項・関係法令の遵守

(1) 受託者は、本契約業務の実施にあたって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(2) 別紙3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

10 秘密の保持

受託者は、上記7によりTCVBが承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。TCVBが承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

11 個人情報の保護

(1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

(2) 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するためにTCVBが収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。

- ・ 本事業の遂行にあたって入手した関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど
 - ・ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）がシステムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす
- (3) 本事業実施にあたり、上記7により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類

1 2 その他

- (1) 仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、契約内容を変更する。
- (3) 本事業の委託者は TCVB であるが、実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。
- (5) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団
観光事業部 03-5579-2683